

○姫路市立学校校区規則

昭和28年2月4日

教委規則第2号

第1条 この規則は、教育委員会が別に定めるもののほか、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条及び第6条の規定により就学予定者、学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒等」という。)の就学すべき学校を指定する基準としての区域(以下「校区」という。)、高等学校の通学区域及び幼稚園の通園区域を定めるものとする。

第2条 小学校の校区を別表第1のとおり定める。

第3条 中学校の校区を別表第2のとおり定める。

第4条 高等学校の通学区域を別表第3のとおり定める。

第5条 幼稚園の通園区域は、市内全域とする。

第6条 第2条及び第3条の規定は、児童生徒等が姫路市内において転居した場合(同一校区内において転居した場合を除く。)の当該児童生徒に係る校区について準用する。

第7条 学校教育法施行令第8条の定めによる指定した就学学校の変更を行う場合にあっては、第2条及び第3条の規定によらないことができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和29年6月30日教委規則第5号)

この改正規則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則(昭和29年8月7日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。

附 則(昭和32年2月12日教委規則第2号)

この改正規則は、昭和32年4月1日から適用する。

附 則(昭和32年10月10日教委規則第12号)

この改正規則は、昭和**32**年**10**月**1**日から適用する。

附 則(昭和**33**年**1**月**14**日教委規則第**3**号)

この改正規則は、昭和**33**年**1**月**1**日から適用する。

附 則(昭和**33**年**4**月**1**日教委規則第**5**号)

この改正規則は、昭和**33**年**4**月**1**日から適用する。

附 則(昭和**34**年**4**月**20**日教委規則第**4**号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和**34**年**4**月**1**日から適用する。

附 則(昭和**34**年**5**月**11**日教委規則第**7**号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和**34**年**5**月**1**日から適用する。

附 則(昭和**35**年**3**月**30**日教委規則第**4**号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和**35**年**5**月**23**日教委規則第**5**号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和**40**年**12**月**27**日教委規則第**12**号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和**42**年**2**月**1**日教委規則第**1**号)

この規則は、昭和**42**年**3**月**5**日から施行する。

附 則(昭和**43**年**2**月**9**日教委規則第**3**号)

この規則は、昭和**43**年**4**月**1**日から施行する。

附 則(昭和**43**年**3**月**23**日教委規則第**4**号)

この規則は、昭和**43**年**4**月**1**日から施行する。

附 則(昭和**43**年**12**月**10**日教委規則第**19**号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和**44**年**2**月**7**日教委規則第**3**号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年3月7日教委規則第5号)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年4月1日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月30日教委規則第4号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月23日教委規則第1号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月28日教委規則第4号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月31日教委規則第3号)

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 高砂市学齢生徒に係る教育事務の委託に関する規約(昭和50年姫路市告示第25号)に基づき、高砂市から委託を受けた高砂市北浜町のうち西浜、北脇地区の学齢生徒に係る就学すべき学校は、改正後の姫路市立学校校区規則第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度\学年	2年	3年
昭和50年度	大塩中学校	大塩中学校
昭和51年度	＼	大塩中学校

附 則(昭和51年3月10日教委規則第2号)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 〔略〕

附 則(昭和52年3月15日教委規則第4号)

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に下表左欄に掲げる町から同表右欄の学校に就学している児童生徒については、その者の住所が当該町以外の地域に変更されない間は、この規則による改正後の姫路市立学校校区規則第1号表及び第2号表の規定にかかわらず、同欄の学校に就学することができる。

町名	就学することができる学校
三条町一丁目	高浜小学校
佃町	飾磨東中学校
飾磨区野田町	城陽小学校
三条町二丁目	山陽中学校

附 則(昭和53年3月25日教委規則第2号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月27日教委規則第3号)

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に下表左欄に掲げる区域から同表右欄の学校に就学している児童生徒については、その者の住所が当該区域以外の地域に変更されない間は、この規則による改正後の姫路市立学校校区規則第1号表及び第2号表の規定にかかわらず、同欄の学校に就学することができる。

区域	就学することのできる学校
船場小学校校区中南車崎一丁目、南車崎二丁目、南今宿 (高岡小学校校区を除く。)及び神子岡前一丁目の一部	高岡小学校 高丘中学校

附 則(昭和55年3月15日教委規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 [略]

附 則(昭和55年3月29日教委規則第2号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月28日教委規則第1号)

- 1 この附則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に下表左欄に掲げる区域から同表右欄の学校に就学している児

童生徒については、その者の住所が当該区域以外の地域に変更されない間は、この規則による改正後の姫路市立学校校区規則第1号表及び第2号表の規定にかかわらず、同欄の学校に就学することができる。

区域	就学することのできる学校
船場小学校校区中土山一丁目、土山二丁目及び土山三丁目の区域	荒川小学校 山陽中学校
手柄小学校校区中栗山町の区域	高浜小学校 飾磨東中学校
城陽小学校校区中佃町の区域	高浜小学校 飾磨東中学校
高浜小学校校区中飾磨区三宅一丁目の区域	手柄小学校 山陽中学校

附 則(昭和56年7月30日教委規則第5号)

この規則は、昭和56年8月2日から施行する。

附 則(昭和56年12月2日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年1月18日教委規則第1号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月26日教委規則第4号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年10月12日教委規則第10号)

この規則は、昭和57年10月12日から施行する。

附 則(昭和57年12月25日教委規則第11号)

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に増位本町一丁目及び増位本町二丁目の区域から広峰小学校及び広嶺中学校に就学している児童・生徒については、その者の住所が当該区域外の地域に変更され、又はその者がこれらの学校を卒業するまでの間は、この規則による改正後の姫路市立学校校区規則第1号表及び第2号表の規定にかかわらず、広峰小学校及び広嶺中学校に就学することができる。

- 3 この規則施行の際、現に北夢前台2丁目の区域から高丘中学校に就学している生徒については、その者の住所が当該区域外の地域に変更され、又はその者が同校を卒業するまでの間は、この規則による改正後の姫路市立学校校区規則第2号表の規定にかかわらず、高丘中学校に就学することができる。

附 則(昭和58年10月11日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月8日教委規則第8号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年7月7日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年9月22日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年11月5日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年12月7日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月11日教委規則第3号)

この規則は、昭和61年3月17日から施行する。

附 則(昭和61年5月10日教委規則第7号)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に広畑小学校校区及び広畑第二小学校校区の一部(広畑区京見町)の区域から夢前中学校に就学している生徒については、その者の住所が当該区域外の地域に変更されるまでの間又はその者が同校を卒業するまでの間は、この規則による改正後の姫路市立学校校区規則別表第2の規定にかかわらず、夢前中学校に就学するものとする。

附 則(昭和62年7月20日教委規則第11号)

この規則は、昭和62年7月22日から施行する。

附 則(昭和62年11月20日教委規則第12号)

この規則は、昭和62年11月24日から施行する。

附 則(昭和63年4月22日教委規則第8号)

この規則は、昭和63年4月22日から施行し、昭和63年4月2日から適用する。

附 則(昭和63年5月31日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年5月18日から適用する。

附 則(昭和63年11月25日教委規則第13号)

この規則は、昭和63年11月28日から施行する。

附 則(平成元年11月13日教委規則第16号)

この規則は、平成元年11月20日から施行する。

附 則(平成2年1月16日教委規則第1号)

この規則は、平成2年1月17日から施行する。ただし、城巽小学校校区及び城南小学校校区に係る改正規定は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年11月7日教委規則第15号)

この規則は、平成2年11月19日から施行する。

附 則(平成3年2月8日教委規則第2号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月26日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年6月21日教委規則第7号)

この規則は、平成3年6月22日から施行する。

附 則(平成3年9月24日教委規則第10号)

この規則は、平成3年9月28日から施行する。

附 則(平成3年11月25日教委規則第11号)

この規則は、平成3年11月30日から施行する。

附 則(平成3年12月7日教委規則第12号)

この規則は、平成3年12月9日から施行する。

附 則(平成4年1月24日教委規則第2号)

この規則は、平成4年1月25日から施行する。

附 則(平成4年11月9日教委規則第18号)

この規則は、平成4年11月24日から施行する。

附 則(平成5年3月26日教委規則第8号)

この規則は、平成5年3月29日から施行する。

附 則(平成5年10月14日教委規則第14号)

この規則は、平成5年11月22日から施行する。

附 則(平成6年11月25日教委規則第8号)

この規則は、平成6年11月28日から施行する。

附 則(平成7年11月1日教委規則第11号)

この規則は、平成7年11月20日から施行する。

附 則(平成9年10月9日教委規則第7号)

この規則は、中播都市計画事業城陽土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(公告があった日=平成9年11月21日)

附 則(平成10年10月8日教委規則第8号)

この規則は、平成10年11月14日から施行する。

附 則(平成11年10月8日教委規則第6号)

この規則は、中播都市計画事業船場川東土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(公告があった日=平成11年10月8日)

附 則(平成11年11月2日教委規則第7号)

この規則は、中播都市計画事業大井川土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(公告があった日=平成11年11月12日)

附 則(平成12年10月5日教委規則第4号)

この規則は、平成12年11月10日から施行する。

附 則(平成13年2月5日教委規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年10月17日教委規則第14号)

この規則は、中播都市計画事業中島阿成土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(公告があった日=平成13年10月19日)

附 則(平成14年2月28日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第1号の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月29日教委規則第9号)

この規則は、中播都市計画事業高浜東土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

(公告があった日=平成14年5月31日)

附 則(平成14年12月26日教委規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月24日教委規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月19日教委規則第8号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月13日教委規則第9号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日教委規則第4号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成18年10月24日教委規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月24日教委規則第18号)

この規則は、中播都市計画事業別所土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則(平成19年2月20日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月22日教委規則第12号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。ただし、別表第1城巽小学校校区の項の改正規定及び同表城南小学校校区の項を削る改正規定並びに別表第2白鷺中学校校区の項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月16日教委規則第14号)

この規則は、平成20年11月15日から施行する。

附 則(平成21年10月13日教委規則第15号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日教委規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

城東小学校校区

下寺町・大黒壺丁町の一部・国府寺町・天神町・京口町・城東町・城東町竹之門・城

東町京口台(東小学校校区を除く。)
・城東町清水(東小学校校区を除く。)
・城東町中河原
・城東町野田
・城東町毘沙門
・城東町五軒屋
・五軒邸一丁目
・五軒邸二丁目
・五軒邸三丁目
・五軒邸四丁目
・同心町の一部
・神屋町
・神屋町二丁目
・神屋町三丁目
・神屋町四丁目
・神屋町五丁目
・睦町
・坂田町の一部

東小学校校区

東郷町
・神屋町一丁目
・大善町
・市川橋通一丁目
・市川橋通二丁目
・若菜町一丁目
・若菜町二丁目
・宮西町一丁目
・宮西町二丁目
・宮西町三丁目
・宮西町四丁目
・市之郷町一丁目
・市之郷町二丁目
・市之郷町三丁目
・市之郷町四丁目
・京町一丁目
・京町二丁目
・京町三丁目
・日出町一丁目
・日出町二丁目
・日出町三丁目
・丸尾町
・市川台一丁目
・市川台二丁目
・市川台三丁目
・神和町
・城見町
・楠町
・双葉町
・宮上町一丁目
・宮上町二丁目
・幸町
・野里の一部
・城東町京口台の一部
・城東町清水の一部

白鷺小学校校区

北条口一丁目
・北条口二丁目
・北条口三丁目
・北条口四丁目
・北条口五丁目
・古二階町
・元塩町
・平野町
・二階町
・紺屋町
・呉服町
・東駅前町
・亀井町
・駅前町
・神屋町六丁目
・朝日町
・綿町
・大黒老丁町(城東小学校校区を除く。)
・坂田町(城東小学校校区を除く。)
・総社本町
・本町(野里小学校校区を除く。)
・西二階町
・坂元町
・福中町
・白銀町
・魚町
・立町
・塩町(船場小学校校区を除く。)
・十二所前町(船場小学校校区を除く。)
・忍町(船場小学校校区を除く。)
・久保町(船場小学校校区を除く。)
・高尾町(船場小学校校区を除く。)
・南町
・西駅前町
・豆腐町
・南畝町
・南畝町一丁目
・南畝町二丁目

船場小学校校区

琴岡町
・船丘町
・西新町
・小姓町
・元町
・米田町
・船橋町二丁目
・船橋町三丁目
・船橋町四丁目
・船橋町五丁目
・船橋町六丁目
・片田町
・博労町
・地内町
・塩町の一部
・十二所前町の一部
・忍町の一部
・久保町の一部
・高尾町の一部
・上片町
・福沢町
・神田町一丁目
・神田町二丁目
・神田町三丁目
・神田町四丁目
・千代田町
・花影町一丁目
・花影町二丁目
・花影町三丁目
・花影町四丁目
・東雲町一丁目
・東雲町二丁目
・東雲町三丁目
・東雲町四丁目
・東雲町五丁目
・東雲町六丁目
・定元町
・土山東の町
・土山一丁目
・土山二丁目
・土山三丁目
・南車崎一丁目
・南車崎二丁目
・南今宿(高岡小学校校区を除く。)
・神子岡前一丁目の一部

城西小学校校区

小利木町
・柳町
・鷹匠町
・材木町
・岡町
・景福寺前
・農人町
・吉田町
・龍野町一丁目
・龍野町二丁目
・龍野町三丁目
・龍野町四丁目
・龍野町五丁目
・龍野町六丁目
・柿山伏
・岩端町
・嵐山町
・東辻井一丁目
・東辻井二丁目
・東辻井三丁目
・東辻井四丁目
・新在家中の町
・西新在家一丁目
・西新在家二丁目
・西新在家三丁目
・新在家
・新在家一丁目
・新在家二丁目
・新在家三丁目
・新在家四丁目

広峰小学校校区

梅ヶ谷町・広峰一丁目・広峰二丁目・峰南町(増位小学校校区を除く。)
・城北新町一丁目・城北新町二丁目・城北新町三丁目・北平野一丁目・北平野二丁目・北平野三丁目・北平野四丁目・北平野五丁目・北平野六丁目・北平野奥垣内・北平野南の町・北平野台町・上大野一丁目・上大野二丁目・上大野三丁目・上大野四丁目・上大野五丁目・上大野六丁目・上大野七丁目・大寿台一丁目・大寿台二丁目・西大寿台・広嶺山城北小学校校区

伊伝居・城北本町・八代(城乾小学校校区を除く。)
・八代緑ヶ丘町・八代宮前町・北八代一丁目・北八代二丁目・八代東光寺町

城乾小学校校区

山野井町・八代の一部・八代本町一丁目・八代本町二丁目・西八代町・南八代町・新在家本町一丁目・新在家本町二丁目・新在家本町三丁目・新在家本町四丁目・新在家本町五丁目・新在家本町六丁目・南新在家・北新在家一丁目・北新在家二丁目・北新在家三丁目

野里小学校校区

同心町(城東小学校校区を除く。)
・五郎右衛門邸・塚町・竹田町・福居町・八木町・金屋町・生野町・橋之町・福本町・米屋町・鍵町・坊主町・河間町・鍛冶町・野里寺町・大野町・威徳寺町・梅ヶ枝町・野里東同心町・野里新町・野里中町・野里東町・野里月丘町・野里堀留町・野里慶雲寺前町・野里上野町一丁目・野里上野町二丁目・野里大和町・野里の一部・本町の一部

砥堀小学校校区

仁豊野・砥堀

水上小学校校区

保城(増位小学校校区を除く。)
・城見台一丁目・城見台二丁目・城見台三丁目・城見台四丁目・西中島・野里(東小学校校区及び野里小学校校区を除く。)

増位小学校校区

白国・白国一丁目・白国二丁目・白国三丁目・白国四丁目・白国五丁目・保城の一部・増位新町一丁目・増位新町二丁目・増位本町一丁目・増位本町二丁目・峰南町の一部

安室東小学校校区

御立東一丁目・御立東二丁目・御立東三丁目・御立東四丁目・御立東五丁目・御立東六丁目・御立中七丁目の一部・御立北一丁目の一部・御立北三丁目・御立北四丁目・辻井一丁目・辻井二丁目・辻井三丁目(安室小学校校区を除く。)
・辻井四丁目・辻井五丁目・辻井六丁目・辻井七丁目・辻井八丁目・辻井九丁目・田寺一丁目の一部・田寺東一丁目・田寺東二丁目・田寺東三丁目・田寺東四丁目・田寺山手町

安室小学校校区

御立西一丁目・御立西二丁目・御立西三丁目・御立西四丁目・御立西五丁目・御立西六丁目・御立中一丁目・御立中二丁目・御立中三丁目・御立中四丁目・御立中五丁目・

御立中六丁目・御立中七丁目(安室東小学校校区を除く。)
・御立中八丁目・御立北一丁目(安室東小学校校区を除く。)
・御立北二丁目・田寺一丁目(安室東小学校校区を除く。)
・田寺二丁目・田寺三丁目・田寺四丁目・田寺五丁目・田寺六丁目・田寺七丁目・田寺八丁目・辻井三丁目の一部

高岡小学校校区

山畑新田・車崎一丁目・車崎二丁目・車崎三丁目・今宿・東今宿一丁目・東今宿二丁目・東今宿三丁目・東今宿四丁目・東今宿五丁目・東今宿六丁目・高岡新町・西今宿一丁目・西今宿三丁目・西今宿四丁目・西今宿五丁目・西今宿七丁目・西今宿八丁目・山吹一丁目・山吹二丁目・神子岡前一丁目(船場小学校校区を除く。)
・神子岡前二丁目・神子岡前三丁目・神子岡前四丁目・南今宿の一部・北今宿一丁目・北今宿二丁目・北今宿三丁目・名古屋山町

高岡西小学校校区

西今宿二丁目・西今宿六丁目・藤ヶ台・下手野一丁目・下手野二丁目・下手野三丁目・下手野四丁目・下手野五丁目・下手野六丁目・上手野・東夢前台1丁目・東夢前台2丁目・東夢前台3丁目

荒川小学校校区

井ノ口・岡田・西庄・土山四丁目・土山五丁目・土山六丁目・土山七丁目・町坪・町坪南町・玉手・玉手一丁目・玉手二丁目・玉手三丁目・玉手四丁目・中地・中地南町・苦編・苦編南一丁目・苦編南二丁目

手柄小学校校区

西延末・延末・延末一丁目・東延末・東延末一丁目・東延末二丁目・東延末三丁目・東延末四丁目・東延末五丁目・安田一丁目・安田二丁目・安田三丁目・安田四丁目・栗山町・手柄・手柄一丁目・手柄二丁目・亀山・亀山一丁目・亀山二丁目・飯田・飯田一丁目・飯田二丁目・飯田三丁目

城陽小学校校区

北条・北条一丁目・北条宮の町・三左衛門堀東の町・三左衛門堀西の町・北条永良町・北条梅原町・阿保・市之郷・庄田・南条・南条一丁目・南条二丁目・南条三丁目・南駅前町・豊沢町・三条町一丁目・佃町

白浜小学校校区

白浜町・白浜町神田一丁目・白浜町神田二丁目・白浜町寺家一丁目・白浜町寺家二丁目・白浜町灘浜・白浜町宇佐崎中一丁目・白浜町宇佐崎中二丁目・白浜町宇佐崎中三丁目・白浜町宇佐崎南一丁目・白浜町宇佐崎南二丁目・白浜町宇佐崎北一丁目・白浜町宇佐崎北二丁目・白浜町宇佐崎北三丁目

妻鹿小学校校区

飾磨区妻鹿・飾磨区妻鹿日田町・飾磨区妻鹿常盤町・飾磨区妻鹿東海町

高浜小学校校区

飾磨区上野田一丁目・飾磨区上野田二丁目・飾磨区上野田三丁目・飾磨区上野田四丁目・飾磨区上野田五丁目・飾磨区上野田六丁目・飾磨区堀川町・飾磨区中野田一丁目・飾磨区中野田二丁目・飾磨区中野田三丁目・飾磨区中野田四丁目・飾磨区下野田一丁目・飾磨区下野田二丁目・飾磨区下野田三丁目・飾磨区下野田四丁目・飾磨区三宅一丁目・飾磨区三宅二丁目・飾磨区三宅三丁目・飾磨区阿成・飾磨区阿成植木・飾磨区阿成鹿古・飾磨区阿成渡場・飾磨区阿成中垣内・飾磨区阿成下垣内・飾磨区三和町・飾磨区野田町・三条町二丁目

飾磨小学校校区

飾磨区亀山・飾磨区都倉一丁目・飾磨区都倉二丁目・飾磨区都倉三丁目・飾磨区清水・飾磨区清水一丁目・飾磨区清水二丁目・飾磨区清水三丁目・飾磨区栄町・飾磨区玉地・飾磨区玉地一丁目・飾磨区御幸・飾磨区東堀・飾磨区宮・飾磨区大浜・飾磨区天神・飾磨区須加・飾磨区恵美酒・飾磨区細江・飾磨区中島・飾磨区中島一丁目・飾磨区中島二丁目・飾磨区中島三丁目

津田小学校校区

飾磨区今在家・飾磨区今在家二丁目・飾磨区今在家三丁目・飾磨区今在家四丁目・飾磨区今在家五丁目・飾磨区今在家六丁目・飾磨区今在家七丁目・飾磨区今在家北一丁目・飾磨区今在家北二丁目・飾磨区今在家北三丁目・飾磨区加茂・飾磨区加茂北・飾磨区加茂東・飾磨区加茂南・飾磨区蓼野町・飾磨区構・飾磨区構一丁目・飾磨区構二丁目・飾磨区構三丁目・飾磨区構四丁目・飾磨区構五丁目・飾磨区思案橋・飾磨区入船町・飾磨区粕谷新町

英賀保小学校校区

飾磨区高町・飾磨区高町一丁目・飾磨区高町二丁目・飾磨区付城・飾磨区付城一丁目・飾磨区付城二丁目・飾磨区山崎・飾磨区富士見ヶ丘町・飾磨区英賀保駅前町・飾磨区城南町一丁目・飾磨区城南町二丁目・飾磨区城南町三丁目・飾磨区英賀春日町一丁目・飾磨区英賀春日町二丁目・飾磨区鎌倉町・飾磨区若宮町・飾磨区矢倉町一丁目・飾磨区矢倉町二丁目・飾磨区英賀清水町一丁目・飾磨区英賀清水町二丁目・飾磨区英賀清水町三丁目・飾磨区中浜町一丁目・飾磨区中浜町二丁目・飾磨区中浜町三丁目・飾磨区英賀宮町一丁目・飾磨区英賀宮町二丁目・飾磨区英賀東町一丁目・飾磨区英賀東町二丁目・飾磨区英賀西町一丁目・飾磨区英賀西町二丁目・飾磨区英賀西町三丁目・飾磨区西浜町一丁目・飾磨区西浜町二丁目・飾磨区西浜町三丁目・飾磨区英賀・飾磨区山崎台・飾磨区英賀宮台・広畑区夢前町三丁目・広畑区夢前町四丁目

広畑小学校校区

広畑区北河原町・広畑区北野町一丁目・広畑区北野町二丁目・広畑区清水町一丁目・広畑区清水町二丁目・広畑区清水町三丁目・広畑区本町一丁目・広畑区本町二丁目・広畑区本町三丁目・広畑区本町四丁目・広畑区本町五丁目・広畑区本町六丁目・広畑区末広町一丁目・広畑区末広町二丁目・広畑区末広町三丁目・広畑区東新町一丁目・

広畑区東新町二丁目・広畑区東新町三丁目・広畑区長町一丁目・広畑区長町二丁目・
広畑区鶴町一丁目・広畑区鶴町二丁目・広畑区夢前町一丁目・広畑区夢前町二丁目・
広畑区正門通一丁目・広畑区正門通二丁目・広畑区才の一部

広畑第二小学校校区

広畑区小坂・広畑区早瀬町一丁目・広畑区早瀬町二丁目・広畑区早瀬町三丁目・広畑
区小松町一丁目・広畑区小松町二丁目・広畑区小松町三丁目・広畑区小松町四丁目・
広畑区高浜町一丁目・広畑区高浜町二丁目・広畑区高浜町三丁目・広畑区高浜町四丁
目・広畑区吾妻町一丁目・広畑区吾妻町二丁目・広畑区吾妻町三丁目・広畑区大町一
丁目・広畑区大町二丁目・広畑区大町三丁目・広畑区富士町・広畑区正門通三丁目・
広畑区正門通四丁目・広畑区京見町・広畑区才の一部・広畑区則直の一部

八幡小学校校区

広畑区蒲田・広畑区蒲田一丁目・広畑区蒲田二丁目・広畑区蒲田三丁目・広畑区蒲田
四丁目・広畑区蒲田五丁目・広畑区西蒲田・広畑区城山町・広畑区才(広畑小学校校区
及び広畑第二小学校校区を除く。)
・広畑区則直(広畑第二小学校校区を除く。)
・広畑区東夢前台4丁目・広畑区西夢前台4丁目・広畑区西夢前台5丁目・広畑区西夢前台6丁
目・広畑区西夢前台7丁目・広畑区西夢前台8丁目

大津小学校校区

大津区西土井(大津茂小学校校区を除く。)
・大津区天満・大津区北天満町・大津区長
松・大津区平松・大津区天神町一丁目・大津区恵美酒町一丁目・大津区新町一丁目・
大津区新町二丁目・大津区大津町一丁目の一部

南大津小学校校区

大津区勘兵衛町一丁目・大津区勘兵衛町二丁目・大津区勘兵衛町三丁目・大津区勘兵
衛町四丁目・大津区勘兵衛町五丁目・大津区吉美・大津区天神町二丁目・大津区恵美
酒町二丁目・大津区真砂町

大津茂小学校校区

網干区田井・大津区大津町一丁目(大津小学校校区を除く。)
・大津区大津町二丁目・
大津区大津町三丁目・大津区大津四丁目・大津区西土井の一部・勝原区宮田(勝原小学
校校区を除く。)
・勝原区勝原町

網干小学校校区

網干区新在家・網干区余子浜・網干区大江島・網干区垣内本町・網干区垣内中町・網
干区垣内東町・網干区垣内西町・網干区垣内南町・網干区垣内北町・網干区北新在家・
網干区大江島寺前町・網干区大江島古川町・網干区網干浜

網干西小学校校区

網干区浜田・網干区興浜

旭陽小学校校区

網干区津市場・網干区宮内・網干区坂上・網干区福井・網干区坂出・網干区高田・網

干区和久

勝原小学校校区

勝原区大谷・勝原区宮田の一部・勝原区熊見・勝原区朝日谷・勝原区丁・勝原区下太田・勝原区山戸・勝原区勝山町

余部小学校校区

余部区上川原・余部区上余部・余部区下余部

八木小学校校区

木場・木場十八反町・木場前中町・木場前七反町・八家

糸引小学校校区

東山・継・奥山・北原・兼田

曾左小学校校区

書写・菅生台・書写台一丁目・書写台二丁目・書写台三丁目・田井台・北夢前台1丁目・北夢前台2丁目

峰相小学校校区

六角・刀出・刀出栄立町・打越の一部・白鳥台一丁目・白鳥台二丁目・白鳥台三丁目・緑台一丁目・緑台二丁目

白鳥小学校校区

飾西・町田・実法寺・打越(峰相小学校校区を除く。)
川西・西夢前台1丁目・飾西台・川西台・青山北一丁目・青山北二丁目

青山小学校校区

青山・青山一丁目・青山二丁目・青山三丁目・青山四丁目・青山五丁目・青山六丁目・青山北三丁目・青山南一丁目・青山南二丁目・青山南三丁目・青山南四丁目・青山西一丁目・青山西二丁目・青山西三丁目・青山西四丁目・青山西五丁目・西夢前台2丁目・西夢前台3丁目

太市小学校校区

太市中・西脇・相野・石倉

四郷小学校校区

四郷町坂元・四郷町山脇(御国野小学校校区を除く。)
四郷町上鈴・四郷町中鈴・四郷町本郷・四郷町見野・四郷町明田・四郷町東阿保

別所小学校校区

別所町佐土・別所町佐土一丁目・別所町佐土二丁目・別所町佐土三丁目・別所町佐土新・別所町別所・別所町別所一丁目・別所町別所二丁目・別所町別所三丁目・別所町別所四丁目・別所町別所五丁目・別所町北宿・別所町小林・別所町家具町

御国野小学校校区

御国野町深志野・御国野町国分寺・御国野町御着・御国野町西御着・四郷町山脇の一部

花田小学校校区

花田町高木・花田町小川・花田町上原田・花田町勅旨・花田町加納原田・花田町一本松

谷外小学校校区

飾東町佐良和・飾東町庄・飾東町豊国・飾東町北山・飾東町塩崎・飾東町志吹・飾東町唐端新・飾東町夕陽ヶ丘

谷内小学校校区

飾東町小原新・飾東町小原・飾東町北野・飾東町八重畑・飾東町山崎・飾東町大釜・飾東町清住・飾東町大釜新

豊富小学校校区

豊富町豊富・豊富町御蔭・豊富町神谷・豊富町甲丘一丁目・豊富町甲丘二丁目・豊富町甲丘三丁目・豊富町甲丘四丁目

山田小学校校区

山田町牧野・山田町西山田・山田町南山田・山田町北山田・山田町多田

船津小学校校区

船津町

的形小学校校区

的形町の形・的形町福泊

大塩小学校校区

大塩町・大塩町汐咲一丁目・大塩町汐咲二丁目・大塩町汐咲三丁目・大塩町宮前

林田小学校校区

林田町松山・林田町山田・林田町中山下・林田町六九谷・林田町八幡・林田町奥佐見・林田町口佐見・林田町林谷・林田町新町・林田町林田・林田町上構・林田町中構・林田町久保・林田町下構

伊勢小学校校区

林田町大堤・林田町上伊勢・林田町下伊勢

家島小学校校区

家島町宮・家島町真浦(坊勢小学校校区を除く。)

坊勢小学校校区

家島町真浦の一部・家島町坊勢

置塩小学校校区

夢前町玉田・夢前町山富・夢前町置本・夢前町宮置・夢前町又坂

古知小学校校区

夢前町糸田・夢前町塩田・夢前町古知之庄・夢前町杉之内・夢前町高長(前之庄小学校校区を除く。)
・夢前町前之庄の一部

前之庄小学校校区

夢前町前之庄(古知小学校校区を除く。）・夢前町新庄・夢前町神種・夢前町高長の一部・夢前町山之内

苜野小学校校区

夢前町戸倉・夢前町野畑・夢前町苜野

上菅小学校校区

夢前町塚本(菅生小学校校区を除く。）・夢前町護持・夢前町芦田・夢前町古瀬畑

菅生小学校校区

夢前町塚本の一部・夢前町寺・夢前町菅生澗

香呂小学校校区

香寺町香呂・香寺町行重・香寺町矢田部・香寺町相坂・香寺町田野・香寺町犬飼(香呂南小学校校区を除く。）・香寺町中仁野・香寺町中屋・香寺町広瀬

中寺小学校校区

香寺町久畑・香寺町中村・香寺町恒屋・香寺町中寺・香寺町土師・香寺町野田・香寺町溝口・香寺町岩部

香呂南小学校校区

香寺町須加院・香寺町犬飼の一部

安富南小学校校区

安富町安志・安富町名坂・安富町三森・安富町長野・安富町塩野・安富町植木野・安富町三坂・安富町瀬川・安富町挟戸

安富北小学校校区

安富町末広・安富町朽原・安富町皆河・安富町関

別表第2(第3条関係)

増位中学校校区

水上小学校校区、増位小学校校区及び砥堀小学校校区

広嶺中学校校区

広峰小学校及び城北小学校校区

城乾中学校校区

野里小学校校区及び城乾小学校校区

東光中学校校区

城東小学校及び東小学校校区

白鷺中学校校区

白鷺小学校校区

琴陵中学校校区

船場小学校、城西小学校校区及び高岡小学校校区の一部

高丘中学校校区

高岡小学校校区(琴陵中学校校区を除く。)及び高岡西小学校校区
安室中学校校区
安室東小学校校区及び安室小学校校区
山陽中学校校区
城陽小学校、荒川小学校及び手柄小学校校区
灘中学校校区
白浜小学校、妻鹿小学校、八木小学校及び糸引小学校校区
飾磨東中学校校区
高浜小学校校区及び飾磨小学校校区の一部
飾磨西中学校校区
津田小学校及び英賀保小学校校区
飾磨中部中学校校区
飾磨小学校校区(飾磨東中学校校区を除く。)
夢前中学校校区
八幡小学校校区
広畑中学校校区
広畑小学校校区及び広畑第二小学校校区
大津中学校校区
大津小学校校区、南大津小学校校区及び大津茂小学校校区(朝日中学校校区を除く。)
網干中学校校区
網干小学校及び網干西小学校校区
朝日中学校校区
勝原小学校、旭陽小学校、余部小学校校区及び大津茂小学校校区の一部
大白書中学校校区
白鳥小学校、青山小学校及び太市小学校校区
書写中学校校区
曾左小学校及び峰相小学校校区
四郷中学校校区
四郷小学校校区
花田中学校校区
花田小学校校区
城山中学校校区
谷外小学校及び谷内小学校校区
豊富中学校校区
豊富小学校校区
神南中学校校区

山田小学校及び船津小学校校区
 林田中学校校区
 林田小学校及び伊勢小学校校区
 東中学校校区
 別所小学校及び御国野小学校校区
 大的中学校校区
 的形小学校及び大塩小学校校区
 家島中学校校区
 家島小学校校区
 坊勢中学校校区
 坊勢小学校校区
 置塩中学校校区
 置塩小学校及び古知小学校校区
 鹿谷中学校校区
 前之庄小学校校区
 菅野中学校校区
 勘野小学校、上菅小学校及び菅生小学校校区
 香寺中学校校区
 香呂小学校、中寺小学校及び香呂南小学校校区
 安富中学校校区
 安富南小学校及び安富北小学校校区

別表第3(第4条関係)

高等学校の区分	通学区域
姫路高等学校、琴丘高等学校(国際文化科を除く。)及び飾磨高等学校	姫路市、神崎郡、高砂市(高砂市立鹿島中学校及び高砂市立中筋小学校の通学区域に限る。)及びたつの市(たつの市立御津中学校の通学区域に限る。)
琴丘高等学校国際文化科	兵庫県

○姫路市立学校校区規則別表第1に定める区域について

昭和43年4月1日

教委告示第9号

姫路市立学校校区規則(昭和28年姫路市教育委員会規則第2号)別表第1のうちの城東小学校校区の項中「大黒老丁町の一部」、「同心町の一部」及び「坂田町の一部」、東小学校校区の項中「野里の一部」、「城東町京口台の一部」及び「城東町清水の一部」、船場小学校校区の項中「神子岡前一丁目の一部」、「塩町の一部」、「十二所前町の一部」、「忍町の一部」、「久保町の一部」及び「高尾町の一部」、野里小学校校区の項中「野里の一部」及び「本町の一部」、城乾小学校校区の項中「八代の一部」、増位小学校校区の項中「保城の一部」及び「峰南町の一部」、安室東小学校校区の項中「御立中七丁目の一部」、「御立北一丁目の一部」及び「田寺一丁目の一部」、安室小学校校区の項中「辻井三丁目の一部」、高岡小学校校区の項中「南今宿の一部」、広畑小学校校区の項中「広畑区才の一部」、広畑第二小学校校区の項中「広畑区才の一部」及び「広畑区則直の一部」、広峰小学校校区の項中「伊伝居の一部」及び「八代の一部」、大津小学校校区の項中「大津区大津町一丁目の一部」、大津茂小学校校区の項中「大津区西土井の一部」、勝原小学校校区の項中「勝原区宮田の一部」、峰相小学校校区の項中「打越の一部」、御国野小学校校区の項中「四郷町山脇の一部」、坊勢小学校校区の項中「家島町真浦の一部」、古知小学校校区の項中「夢前町前之庄の一部」、前之庄小学校校区の項中「夢前町高長の一部」、菅生小学校校区の項中「夢前町塚本の一部」、香呂南小学校校区の項中「香寺町犬飼の一部」の区域を次のとおり定める。

校区名	町名	区域
城東小学校校区	大黒老丁町の一部	大黒老丁町1番から10番まで、14番から21番まで、71番から79番まで及び87番から106番まで
	同心町の一部	同心町65番から67番まで及び85番から88番まで
	坂田町の一部	坂田町1番、6番から16番まで、143番から147番まで及び154番から158番まで
東小学校校区	城東町京口台の一部	城東町京口台1番から7番まで
	城東町清水の一部	城東町清水のうち市道城東105号線以東
	野里の一部	野里字東河原及び野里字川田
船場小学校校区	神子岡前一丁目の一部	神子岡前一丁目1番15号から20号まで、9番41号から47号まで及び11番
	塩町の一部	塩町のうち125番から134番まで及び143番から145番まで

	十二所前町の一部	十二所前町のうち 106番 から 118番 まで
	忍町の一部	忍町のうち 176番 から 182番 まで及び 186番 から 221番 まで
	久保町の一部	久保町のうち 137番 から 143番 まで及び 151番 から 166番 まで
	高尾町の一部	高尾町のうち 84番 から 95番 まで及び 114番
野里小学校校区	野里の一部	野里字町裏
	本町の一部	本町のうち市道城西 12号線 以北及び県道砥堀本町線以東市道城東 13号線 以北
城乾小学校校区	八代の一部	八代のうち市道城北 65号線 以南の区域
増位小学校校区	保城の一部	保城字山田のうち県道砥堀本町線以北の区域
	峰南町の一部	峰南町 1番15号 、 18号 及び 21号
安室東小学校校区	御立中七丁目の一部	御立中七丁目 4番 から 8番 まで、 10番 及び 11番
	御立北一丁目の一部	御立北一丁目 1番 、 2番 、 3番 及び 5番
	田寺一丁目の一部	田寺一丁目 1番 から 3番 まで及び 9番32—101号 から 402号 まで
安室小学校校区	辻井三丁目的一部分	辻井三丁目 4番
高岡小学校校区	南今宿の一部	南今宿 7番19号
広畑小学校校区	広畑区才の一部	広畑区才のうち西日本旅客鉄道株式会社山陽本線以南市道勝原 219号線 以東
広畑第二小学校校区	広畑区才の一部	広畑区才のうち西日本旅客鉄道株式会社山陽本線以南市道勝原 219号線 以西
	広畑区則直の一部	広畑区則直のうち西日本旅客鉄道株式会社山陽本線以南
大津小学校校区	大津区大津町一丁目的一部分	大津区大津町一丁目のうち市道大津 29号線 以南
大津茂小学校校区	大津区西土井の一部	大津区西土井字井ノ元、大津区西土井字石ヶ岬及び大津区西土井字餅田

勝原小学校校区	勝原区宮田の一部	勝原区宮田字堂ノ前、勝原区宮田字上ノ坪、勝原区宮田字恵美穂、勝原区宮田字茶屋西及び勝原区宮田字六ヶ坪
峰相小学校校区	打越の一部	打越のうち打越字南西奥、打越字南ガヤ谷及び打越字大道下以北
御国野小学校校区	四郷町山脇の一部	四郷町山脇字丁田159番の2、160番から164番まで、169番の3及び171番の2
坊勢小学校校区	家島町真浦の一部	家島町真浦2510番から2541番まで
古知小学校校区	夢前町前之庄の一部	夢前町前之庄1番から66番まで
前之庄小学校校区	夢前町高長の一部	夢前町高長558番から613番まで
菅生小学校校区	夢前町塚本の一部	夢前町塚本222番
香呂南小学校校区	香寺町犬飼の一部	香寺町犬飼871番2から871番101まで

附 則(昭和49年3月28日教委告示第1号)
この告示は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月10日教委告示第2号)
この告示は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月15日教委告示第1号)
この告示は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月25日教委告示第2号)
この告示は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月27日教委告示第5号)
この告示は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月15日教委告示第3号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月29日教委告示第6号)

この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月28日教委告示第5号)
この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年12月2日教委告示第8号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年1月18日教委告示第1号)
この告示は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月26日教委告示第4号)
この告示は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月25日教委告示第5号)
この告示は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年10月11日教委告示第3号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月8日教委告示第4号)
この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年7月7日教委告示第4号)
この告示は、昭和59年7月7日から施行する。

附 則(昭和59年9月22日教委告示第5号)
この告示は、昭和59年9月22日から施行する。

附 則(昭和60年7月8日教委告示第4号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年12月7日教委告示第5号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年6月17日教委告示第3号)

この告示は、平成元年**6月17日**から施行する。

附 則(平成元年**11月13日**教委告示第**7号**)
この告示は、平成元年**11月20日**から施行する。

附 則(平成**2年11月7日**教委告示第**5号**)
この告示は、平成**2年11月19日**から施行する。

附 則(平成**3年2月8日**教委告示第**1号**)
この告示は、平成**3年4月1日**から施行する。

附 則(平成**3年12月7日**教委告示第**4号**)
この告示は、平成**3年12月9日**から施行する。

附 則(平成**4年11月9日**教委告示第**3号**)
この告示は、平成**4年11月24日**から施行する。

附 則(平成**7年11月1日**教委告示第**2号**)
この告示は、平成**7年11月20日**から施行する。

附 則(平成**10年8月19日**教委告示第**1号**)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成**14年8月7日**教委告示第**3号**)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成**18年3月27日**教委告示第**2号**)
この告示は、平成**18年3月27日**から施行する。

附 則(平成**19年2月20日**教委告示第**1号**)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成**20年7月22日**教委告示第**2号**)
この告示は、平成**21年4月1日**から施行する。

附 則(平成**20年10月16日**教委告示第**4号**)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成**23**年**3**月**28**日教委告示第**3**号)

この告示は、平成**23**年**4**月**1**日から施行する。

附 則(平成**23**年**12**月**19**日教委告示第**4**号)

この告示は、平成**24**年**4**月**1**日から施行する。